別表第１（第６条関係）

法第108条第１項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度分

（単位　円）

		収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価	設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
１　施行規則第 14 条第１号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	(3) 同号ハに掲げるもの				
	小　計				
２　施行規則第 14 条第２号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	(3) 同号ハに掲げるもの				
	小　計				
合　　計					

注１　収益の額の欄には、接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとすること。

２　収益の額は、施行規則第14条第１号イからハまで及び第２号イからハまでに規定する基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の１の科目ロ及びハ並びに３及び４の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。

３　２の施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。

４　接続料規則第11条、第12条及び第13条の規定（第11条第３項ただし書及び第５項ただし書の規定を除く。）は、３における施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した基

礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、接続料規則第11条第１項中「第４条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第２項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）に係る他人資本費用」と、「第４条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第２項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第２項及び第５項、第12条第１項並びに第13条第１項中「第４条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第２項に規定する電気通信役務」と、同令第11条第２項及び第３項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設」と、同条第３項中「法第33条第５項の機能に係るものにあっては別表第３様式第２の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあっては接続会計規則別表第２様式第３の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続会計規則別表第２様式第３の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第４項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、同条第５項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第12条第１項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第２項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

５　１の項(3)及び２の項(3)の設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

６　２の項(1)及び(2)の収益の額の欄には、施行規則第14条第２号に掲げる第一種公衆電話機の一台当たりの収益の額をアナログ公衆電話機の一台当たりの収益の額とみなして算定したものを記載することができる。